

平成27年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策手段一覧（政策分野名：1. 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保）

No	政策手段 （開始年度）	上段：予算の状況＜減収見込額＞ 下段：（執行額）/（＜減収額＞）（百万円）			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(1)	農薬取締法 （昭和23年）	-	-	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与した。	-
(2)	農業改良助長法 （昭和23年）	-	-	-	(1)-②-ア	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与した。	-
(3)	肥料取締法 （昭和25年）	-	-	-	-	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与した。	-
(4)	農林物資の規格化等に関する法律 （昭和25年）	-	-	-	-	日本農林規格（JAS規格）の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図る。 これにより、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与した。	-
(5)	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 （昭和29年）	-	-	-	-	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(6)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (HACCP支援法) (平成10年)	-	-	-	(1)-②-イ	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与した。	-
(7)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	-	-	-	-	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与した。	-
(8)	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成21年)	-	-	-	-	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与した。	-
(9)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(10)	食品表示法 (平成27年)	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与した。	-
(11)	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 (平成18年度) (主)	277 (264)	274 (257)	236 (234)	(1)-①-ア (1)-①-イ	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性向上対策を策定・実施し、国民の健康保護に寄与した。	0005
(12)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連:27-②、⑤)	3,890の内数 (3,700の内 数)	3,395の内数 (3,093の内 数)	3,145の内数 (3,099の内 数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②食品トレーサビリティの普及、③伝染性疾病・作物の病虫害の発生予防・まん延防止、④地域における日本型食生活等の普及の推進。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、②の取組により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止等の食品事業者等における取組の拡大に寄与した。更に、①及び②の取組により、食の安全及び安定供給に寄与した。	0047
(13)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:27-⑨、⑪)	2,904の内数 (1,781の内 数)	2,882の内数 (2,029の内 数)	2,193の内数 (1,973の内 数)	(1)-②-ア	国民への食料の安定供給を図るため、産地の収益力向上に向けた取組や食料自給率向上に向けた生産拡大の取組等を支援。 GAPの指導者や生産者リーダーを養成する研修会の開催等の取組により、国産農産物の安全性及び安定供給に寄与した。	0135
(14)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (関連:27-⑨、⑪)	2,435 (2,435)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	(1)-②-ア	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与した。	0124

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(15)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連: 27-③、⑮)	-	236 (228)	205 (204)	(1)-②-イ	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、輸出に対応したHACCP導入についての助言、指導を行う専門家の派遣等を行う。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与した。	0019
(16)	産地表示適正化対策事業委託費 (平成24年度) (主)	49 (43)	19 (16)	19 (19)	(2)-①-ア (2)-①-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、食品の表示の適正化に努める。このため、農林水産省が行う疑義事業者に対する客観的データに基づく取締を強化するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託し、食品表示の適正化に寄与した。	0007
(17)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	6,657 (6,653)	6,691 (6,690)	6,753 (6,753)	(2)-①-ア (2)-①-イ	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与した。	0002
(18)	トレーサビリティ対策事業 (平成15年度) (主)	281 (272)	254 (239)	247 (245)	(2)-②-ア (2)-②-イ	①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の的確な実施を図るため、と畜された全ての牛の枝肉から肉片を採取し、照合用サンプルとして保管し、②農林水産省が小売店から購入した牛肉と、照合用サンプルを同一性分析し、正しい個別識別番号の伝達が行われているかを確認した。 トレーサビリティの取組の推進により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止等の食品事業者等における取組の拡大に寄与した。	0003

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(19)	動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)	108 (96)	132 (116)	119 (113)	-	①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、承認申請資料の国際的調和、試験方法のガイドラインの作成、動物用再生医療等製品の安全性等に関する試験方法の開発、②動物用医薬品の品質、有効性及び安全性の確保を目的とした都道府県の薬事監視員による検定品の採取、製造所への立入検査、③新技術を活用したワクチンや、防疫上重要だが日本で発生がない疾病、市場規模が小さい家畜等に対する動物用医薬品の開発及び供給の促進等を行う。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与した。	0001
(20)	生産資材安全確保対策事業 (平成18年度) (主)	603 (498)	546 (430)	377 (370)	-	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施する。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与した。	0004
(21)	感染症対策等の域内協力体制 確立に向けた動物用医薬品開 発・供給体制整備事業費 (平成23年度) (主)	19 (18)	16 (16)	11 (11)	-	アジア地域で流行する疾病に対応した動物用医薬品の開発と供給体制の基盤を整備する。 当該事業の実施により、アジア地域で流行する疾病に対する日本の動物用医薬品の効果を確認し、アジア地域の動物衛生の向上と我が国の動物衛生・食品安全性の向上に寄与した。	0006
(22)	有機農産物生産行程管理記録 作成支援事業委託費 (平成25年度) (主)	8 (7)	6 (4)	11 (11)	-	有機JAS認定取得に必要な農産物の生産行程管理記録等について、効率的かつ簡易に人力可能な電子機器等を利用した標準的帳票を作成することにより、認定取得の推進を図り、有機農産物等に対する消費者の信頼の確保に寄与した。	0009

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(23)	有害微生物リスク管理強化対策 事業委託費 (平成27年度) (主)	-	-	9 (8)	-	微生物の自主検査を行うためのガイドンス(手引書)の作成に当たり必要な情報を収集するため、生産者等に対する野菜の衛生管理の理解を促進するための指導、野菜、機器等を対象とした微生物検査、野菜の衛生管理指針の取組状況に関するアンケート調査等を実施した。 本事業により得られた情報を踏まえ、手引書を作成し、野菜の衛生管理の実践を促進することを通じて、食品の安全性を向上を図る。	0008